

【K-010C号】 加入者被保険者種別変更届（第3号被保険者用） 記入要領

《1P》

身元確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のご提示をお願いします。
届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

1	基礎年金番号										フリガナ	ネンキン イチロウ										生年月日				性別				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	届出者 氏名	年金 一 郎										5:昭和 7:平成	4	9	1	0	0	6	1:男 2:女		
住所	フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク 1-2-3										〒 111-1111										2 連絡先電話番号 (12-3456-7890)									
	東京 都 道 府 県										市 区 町 村										□△ 1-2-3									
3 被保険者 種別	☒ 第1号被保険者から第3号被保険者になった										変更 年月日	7:平成 9:令和										4	0	1	1	0	3	1		
	☐ 第2号被保険者から第3号被保険者になった																													
	☐ 任意加入被保険者から第3号被保険者になった																													
5 掛金額区分 ※どちらかに ○を付けてく ださい	①: 掛金を毎月定額で納付します										毎月の掛金額	6										2	3	0	0	0				
	①: 納付月と金額を指定して納付します (「加入者月別掛金額登録・変更届 (K-030)」を添付してください)																													
7 従前の掛金納付方法 (第2号被保険者から第3号被保険者になった方のみ)										①: 事業主払込 ※加入者掛金引落機関変更届 (K-006) の添付が必要です ②: 個人払込																				

＜注意事項＞

- この届書は、第1号被保険者、第2号被保険者、任意加入被保険者から、第3号被保険者に変更となった場合に届け出る書類です。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。（選択肢は、数字または項目の場合は○印を、□の場合はレ点を記入してください。）
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 原則として掛金額の変更は、1年（1/26引落（前年12月分）～12/26引落（11月分））に1回のみ可能ですが、種別変更に伴う額変更は年1回の額変更を含めません。そのため、既に同年内に額変更を行っている場合も、種別変更に伴う額変更であれば、申請可能です。※掛金引落日について、26日が休業日の場合は、翌営業日となります。
- 種別変更と同時に氏名または住所を変更する場合は「加入者等氏名・住所変更届（K-005号）」をあわせて提出してください。
- 記入内容に不備があった場合は手続きが遅延することがあります。
- 変更完了をお知らせする通知はありません。

1 基礎年金番号

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

2 連絡先電話番号

- ・日中に間合わせができる電話番号を記入してください。（携帯電話の電話番号も可能です。）

3 被保険者種別

- ・該当するいずれかの□にレ点を記入してください。

4 変更年月日

- ・被保険者種別の変更年月日を記入してください。

5 掛金額区分

- ・掛金の納付は「0：掛金を毎月定額で納付します」または「1：納付月と金額を指定して納付します」のいずれかを選択し、該当する数字に○印を付けてください。
- ・「1：納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を納付する方法を指します。
- ・「1：納付月と金額を指定して納付します」を選択する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030号）」をあわせて提出してください。

6 毎月の掛金額

- ・掛金額区分で「0：掛金を毎月定額で納付します」を選択する場合のみ記入してください。
- ・毎月の掛金額は5,000円～23,000円まで指定できます。
- ・掛金額は1,000円単位で指定してください。
- ・掛金額を変更しない場合は、現在の掛金額を記入してください。

7 従前の掛金納付方法（第2号被保険者から第3号被保険者になった方のみ）

- ・該当する番号に○印を付けてください。
- ・従前の掛金納付方法が「事業主払込」の場合は、「加入者掛金引落機関変更届（K-006号）」をあわせて提出してください。
- ・現在の掛金納付方法が個人払込の場合は、現在使用している個人口座を引き続き、利用することができます。